

毎週火・金曜日発行（但休日<sup>（五日）</sup>に当るとき、翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示 健康保険法の規定による保険医の登録  
鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料  
の額の減額実施  
土地改良法の規定による役員<sup>（五日）</sup>の住所変更

## 告示

鳥取県告示第六百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ  
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした  
ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及  
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第  
八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号  
番 登 録 年 月 日

藤家 康敏 鳥取市吉方 鳥医八八一 昭和三十六年  
十一月十六日

鳥取県告示第六百六十五号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例  
（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の  
規定により、次の者についてその使用料、手数料の額は  
無料とし、昭和三十六年十月一日から適用する。

昭和三十六年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第二十四  
条の二の規定により行なう精密検査を受ける者

鳥取県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八

条第十項の規定により、千代水土地改良区から次のように役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更のあつた役員の氏名及び住所

理事 石原 義雄 鳥取市江津三九七 三九七内一

片山伝四郎 西品治五八八ノ一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所  
〔定価 一部月極 二〇円(送料共)〕